

ケアプランセンター 悠ゆう 運営規程

社会福祉法人 高崎福祉倶楽部

(指定居宅介護支援事業/指定介護予防支援事業)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 高崎福祉倶楽部が開設するケアプランセンター悠ゆう(以下「事業所」という。)が行う 指定居宅介護(介護予防)支援事業所(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護(要支援)状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護(介護予防)支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

- 一 利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮すること。
- 二 利用者の意欲・自立可能性を最大限に引き出し、生活の質の向上を図るものとする。
- 三 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- 四 利用者の意志及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。
- 五 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること。

2 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護(介護予防)支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ケアプランセンター悠ゆう
- 二 所在地 高崎市南大類町1210番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 一名(常勤職員 兼任)
管理者は、事業所の従業者の管理及び事業の管理の管理を一元的に行う。
- 二 介護支援専門員 二名(常勤職員 二名)
介護支援専門員は、指定居宅介護(介護予防)支援の提供に当たる。
- 三 事務職員 一名(常勤職員 兼任)
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日は月曜日から日曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護及び介護予防支援の内容)

第6条 指定居宅介護(介護予防)支援事業の内容は次のとおりとする。

- 一 利用者または家族への説明および相談援助
主となる担当は「地域包括支援センター」であること、「新予防給付のケアプラン」の委託を受けて担当になった旨を利用者または家族に説明をする。
- 二 アセスメントに必要な書類を揃える。同行訪問の調節

「認定調査結果」及び「主治医意見書」を取り寄せる。

地域包括支援センターの職員と同行訪問し「重要事項説明書」の交付と「契約締結」

- 三 アセスメントの実施
- 四 居宅・介護予防サービス計画書の原案の作成・提出
- 五 サービス担当者会議の開催
- 六 居宅・介護予防サービス事業者にサービスの提供を依頼する
- 七 居宅・介護予防サービス事業者等との連絡調整
- 八 モニタリング
- 九 介護保険施設への紹介、その他利用者に対する適宜の提供

(居宅介護及び介護予防支援の提供方法)

第7条 利用者面談 相談を受ける場所は、利用者の居宅もしくは利用者の指定する場所、または事業所内の相談室等とする。

- 2 使用する課題分析の種類は居宅サービス計画ガイドライン方式等とする。
- 3 サービス担当者会議の開催場所は、利用者の居宅もしくは利用者の指定する場所とする。
- 4 継続的に利用者の居宅を訪問し利用者の近況及び居宅・介護予防サービス計画の実施状況を把握するとともに利用者の相談にのるものとする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理サービスであるときは利用者からは利用料を徴収しないものとする。

- 2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援の要した 交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。
 - 一 サービスを提供する地域との境界線から片道 5 km未満400円
 - 二 サービスを提供する地域との境界線から片道10 km未満800円
 - 三 以降5 km毎に400円を加算していくものとする。
- 3 前項の交通費の支払いを受けるに当たっては、予め利用者またはその家族に対して説明し同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、高崎市及び前橋市とする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成18年4月1日施行
平成21年4月1日一部改正
平成28年4月1日一部改正
平成30年4月1日一部改正